

鳥取県告示第 410 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務及び委任を受けた出納員

次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる出納員に委任させる。

委任させた事務	委任を受けた出納員
「とっとりの女性史 戦後からの歩み」販売代金の 収納事務	鳥取県企画部男女共同参画推進課 課長補佐 吹野 之彦
鳥取県手数料徴収条例（平成 12 年鳥取県条例第 37 号）第 2 条第 1 項第 308 号から第 311 号までの規定 に基づく宅地建物取引主任者の登録等の事務に係 る手数料の収納事務	鳥取県生活環境部住宅政策課 課長補佐 稲田 将
交通事故による損害賠償金及びこれに係る延滞金 の収納事務	鳥取県農林水産部農政課 課長補佐 圓山 智則

2 委任期間

平成 19 年 5 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで